

毎週火、金曜日発行(但休日は当りなきは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇電気規程 電気局組織規程の一部改正  
電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正
- 電気局事務専決及び代決規程の一部改正
- 電気事業財務規程の一部改正
- 電気訓令 電気局の事業所処務規程の一部改正
- 養米発電建設事務所処務規程
- 電気局公印規程の一部改正

## 電気規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県管電気事業管理規程第三号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(事業所の設置)

第八条 電気事業の業務を分掌させるため、局に次に掲げる事業所を置く。

名 称	位 置
鳥取県管幡郷発電所	西伯郡岸本町
鳥取県管小鹿第一発電所	東伯郡三朝町
鳥取県管小鹿第二発電所	東伯郡三朝町
鳥取県管養米発電建設事務所	八頭郡若桜町

第九条を第十条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(建設事務所の課及び工区の設置)

第九条 建設事務所に次の課を置く。

庶務課

工務課

- 2 工務課に工区を置くことができる。  
改正後の第十一条を次のように改める。  
(建設事務所の課の分掌)  
第十一条 建設事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 庶務課
  - 一 公印の管守及び文書の取扱に関すること。
  - 二 職員の服務及び身分に関すること。
  - 三 労務に関すること。
  - 四 契約に関すること。
  - 五 財産の管理に関すること。
  - 六 不用品の処分に関すること。
  - 七 予算経理に関すること。
  - 八 物品の出納保管に関すること。
  - 九 補償に関すること。
  - 十 登記の嘱託に関すること。
  - 十一 その他他課の所管に属しないこと。

工務課

- 一 建設工事の調査、計画及び設計に関すること。
  - 二 建設工事の施行及び指導監督に関すること。
  - 三 電気設備の工事施行及び指導監督に関すること。
  - 四 工食用動力に関すること。
  - 五 建設機械器具の試験及び検査に関すること。
  - 六 工事記録の整理及び報告に関すること。
  - 七 補償工事に関すること。
  - 2 工区の業務は、所長において定め、電気局長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。
- 改正後の第十二条を次のように改める。  
(事業所の職員及び職務等)  
第十二条 発電所及び建設事務所に所長を、建設事務所の課に課長、工区に工区長を置く。
- 2 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。
  - 3 課長は、上司の命を受けその所掌事務を処理する。

4 工区長は、上司の命を受け工区の事務を処理する。

附 則

この規程は、昭和三十四年六月十日から施行する。  
鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営電気事業管理規程第四号

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に

関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号2を次のように改める。

2 事業所

- (一) 所長
  - (二) 課長
  - (三) 工区長
- 附 則

この規程は、昭和三十四年六月十日から施行する。

鳥取県電気局事務専決及び代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営電気事業管理規程第五号

鳥取県電気局事務専決及び代決規程の一部

を改正する規程

鳥取県電気局事務専決及び代決規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(代決の順序)

第七条 正当決裁者が不在のときは、次表に示す順序によりその事務を代決する。

代決の順序  
正当決裁者

知事	局長	次長	課長
局長	次長	主務課長	課長
課長	課長補佐	主務係長	課内の係長
係長	係内の 上席吏員		

附則

この規程は、昭和三十四年六月十日から施行する。

鳥取県管電気事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電気事業管理規程第六号

鳥取県管電気事業財務規程の一部を改正する規程

鳥取県管電気事業財務規程(昭和三十二年九月鳥取県

管電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章第五節を第六節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 支払資金

第三条を次のように改める。

(企業出納員)

第三条 鳥取県電気局(以下「局」という。)に企業出納員(以下「出納員」という。)を置き、局の業務課長及び鳥取県管電建設事務所(以下「建設事務所」という。)の庶務課長をもつてこれにあてる。

2 出納員は、上司の命を受け、電気事業の業務にかかるとの出納その他の会計事務をつかさどる。

第四条を次のように改める。

(出納事務取扱店)

第四条 知事は、金銭の出納事務を取り扱わせるため、必要な地に「出納事務取扱店(以下「取扱店」という。)を置く。

第四条の次に次の一条を加える。

(出納事務の審査)

第四条の二 知事は、必要があると認めるときは、取扱店の事務の取扱状況について、資料の提出を求めることができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

(伝票等の整理)

第十一条の二 出納員は、伝票及び証拠書類を種類別に区分し、日計表とともに日付順に編集整理しなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(経理状況の報告)

第十三条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に伝票、証拠書類及び月計対照表を添えて翌月十日までに知事に提出しなければならない。

- 一 資金収支表 第四十七号様式
- 二 流動資産明細書 第四十八号様式
- 三 流動負債明細書 第四十九号様式

四 固定資産増減明細書 第五十号様式

五 予算執行状況表 第五十一号様式

第十四条を次のように改める。

(収入調定及び納期)

第十四条 知事は、収入の事由が生じたときは、収入回議書により調定し、出納員に通知しなければならない。

2 出納員は、前項の通知を受けたときは、すみやかに納額告知書又は納付書を発行しなければならない。

3 前項の納額告知書に指定する納期は、特別の場合を除き発行の日から十五日以内としなければならない。

第三章第五節を第六節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 支払資金

(資金の交付)

第二十五条の二 知事は、第五十七条の規定による予算執行計画に基き、資金状況を勘案し、取扱店に支払資金を交付するものとする。

2 知事は、前項の資金を交付したときは、出納員にそ

この表を提出するものとする。

附 則

この表は昭和三十四年六月十日から施行する。

昭和 年度

電気事業会計

昭和 年 月分

計 理 状 況 報 告 書

- 1 資金収支表
- 2 流動資産明細書
- 3 流動負債明細書
- 4 固定資産増減明細書
- 5 予算執行状況表

鳥取県 何 何

鳥取県電気局企業出納員 氏 名 印  
昭和 年 月 日 提出

第47号様式

資金收支表

昭和 年 月分 (単位円)

区分	科目	目	予定額	執行済額	今後執行予定
収	営業	収益			
		受取利息			
	雑	収益			
		受託金			
	繰越	現金			
		現金			
	建設	収入			
		一時借入金			
	預り金				
	何				
収入計					
支	建設	仮勘定			
		勘定			
	建設準備勘定				
前年度未払金					

第48号様式

流動資産明細書

昭和 年 月分 (単位円)

区	分	繰越	本月末残高	摘要
現金	普通預金			
普通預金	定期預金			
合計	合計			
営業外未収金				
合計	合計			

設備	勘定	何	出	
			支	出
何	何			
何	何			
何	何			
合計				
差引繰越現金予金				

前払金		前払費用	
請負代金	貸借料	賃借品代	未経過保険料
概算	賃借品代		
渡資産	未経過保険料		
金	その他		
計	計		
合計	合計		

第49号様式

流動負債明細書

昭和 年 月分 (単位円)

区	分	繰越	本月末残高	摘要
物品代	物請負の他			
未払	未払			
合計	合計			



鳥取県営電気事業訓令第2号

局 本 庁 一 般  
審米発電建設事務所

鳥取県審米発電建設事務所処務規程を次のように定める。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県審米発電建設事務所処務規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県審米発電建設事務所の事務の取扱を明確にし、その所掌事務を適正かつ能率的に処理することを目的とする。

(事務の分担)

第二条 所長は、所員の事務分担を定めて電気局長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(起工)

第三条 所長は、当該年度内において執行する工事の实

施設計画を調製し、起工について電気局長の決裁を受けなければならない。

2 工事執行のため用地買収又は地上物件の移転を要するものがあるときは、調書を実施設計書に添付しなければならない。

(入札の執行)

第四条 入札する請負者の指名は、すべて電気局長の承認を受けなければならない。

2 入札を執行しようとするときは、電気局長に報告しなければならない。

3 入札者その他の者に示す設計書は、金額歩掛等を記載しないものとする。

(請負契約の締結又は解除)

第五条 起工決裁の通知を受けたときは、すみやかに請負契約の締結しなければならない。

2 請負契約を締結したときは、契約書その他の関係書類を添えて電気局長に報告しなければならない。

3 所長は、請負者が鳥取県建設工事執行規則(昭和二

十八年一月鳥取県規則第三号)第四十四条又は契約約款第三十条に該当するとき若しくは契約約款第三十三条の事由があるときは、その事由を電気局長に具申しなければならない。

(工事の変更)

第六条 起工決裁後工事の変更を要するときは、設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は黒書とする。)を調製し、電気局長の決裁を受けなければならない。

(請負代金の前払金及び出来形部分払)

第七条 所長は、請負代金の前払請求書を受理したときは、関係書類を添えて電気局長に進達しなければならない。

2 所長は、工事の出来高に対する部分払の請求書を受理したときは、遅滞なく検査を行い、出来形検定書を請求書に添えて電気局長に進達しなければならない。

(工事の完成)

第八条 所長は、工事完成の届書を受理したときは、直

ちに調査し、工事が実地に完成していると認めたとときは、届書欄外に検査要求の旨を記載し認印の上電気局長に進達しなければならない。ただし、契約金額三十万円未満の工事にあつては所長において検査を行い、完成及び検査年月日を記載し、認印の上電気局長に進達するものとする。

2 工事出来形及び完成の検査は、所長又は所長の命じた技術吏員が行なわなければならない。

(請負代金の請求)

第九条 所長は、請負代金の請求書を受理したときは、これに認印の上電気局長に進達しなければならない。

(不要物件の処置)

第十条 所長は、発電所建設の結果不用に帰した土地及び建物等があるときは、調書及び図面を添え、その存廃についての意見を電気局長に具申しなければならない。

2 所長は、工所用残材又は不用古材があるときは、その種類、員数及び処分について電気局長に意見を具申

しなければならない。

九 登記の嘱託に関する事。

一〇 配当予算の範囲内で次に掲げる事項を処理すること。

（専決事務）  
第十一条 次に掲げる事項は、所長において専決処分することができる。

イ 見積価格一件十万元未満の備品及び消耗品の購入

ロ 見積価格一件十万元未満の工用材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬

ハ 見積価格一件三万元未満の物品の処分

ニ 設計金額五万元未満の工事の随意契約

ホ 一件十万元未満の各種補償

ヘ 工事代金の支出命令

ト 一件十万元未満の収入命令

チ 土地及び建物の借入

（事務の代決）

第十二条 所長に事故があるときは、主務課長が所掌事務を代決し、課長に事故があるときは、あらかじめ課長が指名した上席の吏員がこれを代決する。

2 代決した事項は、代決者の責任において遅滞なく所

七 予定価格百万円未満の工事の入札及び契約に関する事。

八 設計金額三十万円未満の工事の執行に関する事。

ただし、国庫補助の伴う工事については起工設計書を提出するものとする。

長の後関を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な事務については、この限りでない。

（県外出張）

第十三条 所員の県外出張については、用務、出張先及び日程を明らかにして電気局長の承認を受けなければならない。

（文書の取扱）

第十四条 所長は、次に掲げる事項について、それぞれその翌月の十日までに電気局長に報告しなければならない。

一 その月の所員の勤務状況報告

二 その月中の工事功程報告書

（所長の更迭）

第十五条 所長が更迭したときは、旧所長は、引継調書及び簿冊目録を調製し、新所長に引き継がなければならない。

2 引継を終つたときは、前項の調書及び目録の写を添え、新旧所長が連署して十日以内に知事に報告しな

ればならない。

（その他）

第十六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、電気局長の承認を得て所長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和三十四年六月十日から施行する。

鳥取県管電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県電気局公印規程（昭和三十二年七月鳥取県管電気事業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

所 長 印 (四) 方二二 各 所 長 印 (四) 方二二 各 所 長

企業出納員印 (比) 方一八 企業出納員 所 企業出納員印 (比) 方一八 各 所 長

に改め、同表のひな形中(比)を(丙)とし、(丙)の次に次のように加える。

所 長 印 (丙) 方一八 各 所 長

企業出納員印 (比) 方一八 所 企業出納員印 (比) 方一八 各 所 長

企業出納員印 (比) 方一八 所 企業出納員印 (比) 方一八 各 所 長

(比)

鳥取県養米発  
電建設事務所  
企業出納員印

附 則

この訓令は、昭和三十四年六月十日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

行 日 火、 金

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所